

2022年度事業計画

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

東海市民社会ネットワーク

1 G7市民社会コアリション2023への参加及びその活動に連動した事業

2023年6月に日本で開催が予定されているG7サミットに対応するため、2022年5月10日に設立された「G7市民社会コアリション2023（以下コアリションという）」に参加し、以下の活動を行う。

- (1) コアリションの会員となり、当団体として意義があると判断する事業に参加する。
- (2) コアリションの取り組みに連動して、東海地域の市民社会等と協働する事業を実施する。

(参考資料) ①コアリションの位置づけ ②コアリションの規約

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動を行います。

1. 日本国内外の市民社会と協力したG7関連会合に対する政策提言
2. 日本政府との面会およびサミット関連の情報収集
3. 他のエンゲージメント・グループとの連携構築
4. グローバルな市民社会が開催する「C7サミット」への協力
5. 首脳会合開催地の市民社会との連携および「市民社会サミット」の開催
6. 市民社会による活動の広報や啓発キャンペーン
7. その他、第2条の目的に資する活動

2 SDGsに関連する学習会・研究会

- (1) 2022年総会記念イベント「市民の立場から平和を語ろう」の開催
6月4日(土) 14:00~16:30
- (2) JICA中部とNGO等が連携する海外ルーツの市民との共生に関する事業
- (3) その他(適宜)

3 関連事業への参加・協力

- (1) 「きれいな水といのちを守る全国集会」(2022年10月8・9日)
・主催 きれいな水といのちをまもる全国連絡会
- (2) その他 随時協力

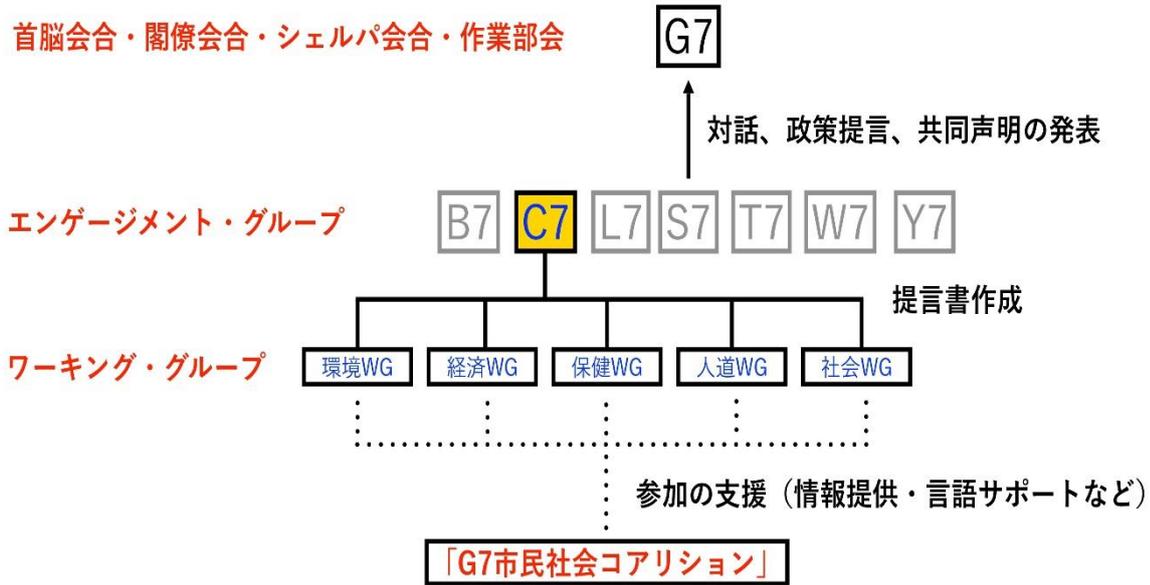
4 ホームページ等による情報発信

5 東海市民社会ネットワークのあり方の検討

- (1) 東海市民社会ネットワークの存在意義の確認
- (2) 会員のニーズ調査の実施と分析
- (3) 幹事会、事務局体制、事業の進め方等の検討

(参考)

G7・C7・「G7市民社会コアリション」の関係



12

参考：C7と「G7市民社会コアリション」の関係

C7

G7市民社会コアリション

	C7	G7市民社会コアリション
参加者	世界中の市民社会組織 (日本含む)	日本の市民社会組織
意思決定機関	運営委員会 (Steering Committee)	総会、幹事会
主催イベント	キックオフ会議、能力強化研修、C7サミット	設立総会、記念イベント、「市民社会サミット」 +C7サミット事務運営
政策提言の手法	WGでの政策提言書の作成、政府会合への参加、C7サミットの開催	WGへの参加補助 (情報提供ほか)、政策提言書へのインプット、日本政府との面会
アウトリーチ	ウェブサイト、SNS、国際メディアセンターなど	ウェブサイト、SNS、国際メディアセンターなど

11

し 市民しゃかい G7市民社会コアリション2023

きやく 規約

だい じょう めいしやう 第1条 名称

1. 本会の名称は、G7市民社会コアリション2023とします。
2. 本会の英文名称は、Japan Civil Society Coalition on G7 Summit 2023とします。

だい じょう もくてき 第2条 目的

本会は、2023年に日本で開催されるG7サミット首脳会議および関連閣僚会議に、市民社会の声が反映され、2030アジェンダが掲げる「誰ひとり取り残さない社会」の実現に貢献できるよう、議長国である日本政府を含むG7各国政府に働きかけることを目的とします。

だい じょう かつどうほうしん 第3条 活動方針

本会は、市民社会のネットワークとして、以下の事項に基づき、適切でわかりやすい仕組みを作ったうえで運営を行います。

1. 十分な公開性と透明性を保障する民主的な意思決定を行うこと。
2. 提言作成を含む各活動における討議と決定プロセスを尊重すること。
3. 目的に対して合理的かつ有効な、成果重視の活動を追求すること。
4. 地球規模課題に取り組む国際的な市民社会と連携すること。
5. 貧困や格差、環境問題などの地球規模課題によって危機にさらされている人々へのアカウンタビリティ(応答責任)を認識すること。
6. 会員、支援者、関係者へのアカウンタビリティを認識すること。
7. 世界人権宣言や国際人権規約などの国際規範を遵守し、市民の自由な活動の擁護に努力すること。
8. 日本国の法令を遵守した活動を実施し、コンプライアンスを徹底すること。
9. 本活動方針は、会員が非暴力の市民的不服従の取り組みを行うことを妨げるものではない。

だい じょう かつどう 第4条 活動

本会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動を行います。

1. 日本国内外の市民社会と協力したG7関連会合に対する政策提言
2. 日本政府との面会およびサミット関連の情報収集
3. 他のエンゲージメント・グループとの連携構築

4. グローバルな市民社会が開催する「C7サミット」への協力の
5. 首脳会合開催地の市民社会との連携および「市民社会サミット」の開催
6. 市民社会による活動の広報や啓発キャンペーン
7. その他、第2条の目的に資する活動

第5条 活動期間

本会の活動期間は、2022年5月10日から2023年12月31日までとします。

第6条 会員

1. 本会に団体会員と個人会員を置きます。
2. 総会の議決権を有するのは団体会員のみとします。
3. 新たに本会の会員になろうとするものは、別に定める参加申込書を幹事会に提出することとします。
4. 以下の要件を満たし、入会が適切であると幹事会が認める場合に、会員となることが出来ます。
5. 団体会員・個人会員ともに、退会を希望する場合はこれを妨げません。
6. 会員であっても以下の要件を満たさなくなった場合は、幹事会が退会を求めることが出来ます。

[団体会員]

- a. 活動実績と連絡体制を有する市民社会組織(CSO)またはそれに準ずる組織であること。
- b. 本会の趣旨に賛同し、求めに応じて可能な範囲で一緒に行動する意向があること。
- c. 団体名を本会のウェブサイトやパンフレットなどに掲載すること。

[個人会員]

- a. 本会の趣旨に賛同し、求めに応じて可能な範囲で一緒に行動する意向がある個人であること。

第7条 総会

1. 総会は、会員で構成し、次の各号について審議し、決定します。
 - a. 本会の規約の承認および改正
 - b. 幹事団体の選出および改選
 - c. 活動報告および決算報告の承認
 - d. その他、幹事会で必要と認めた重要事項
2. 総会は、本会の活動期間中に開催し、本会の代表が招集します。ただし、設立総会は、本会の呼びかけ団体が招集します。
3. 総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催します。
 - a. 幹事団体が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - b. 過半数の団体会員から会議の目的たる事項を示して開催請求があったとき
 - c. 監事が招集したとき

4. 総会は、団体会員の過半数の出席(委任状の提出または書面表決を含む)により成立します。
5. 総会の議決は、出席した団体会員の過半数の賛成(委任状の提出または書面表決を含む)をもって決定します。

第8条 幹事団体

1. 総会は、会員で構成し、次の各号について審議し、決定します。
2. 本会に5団体以上15団体以内の幹事団体を置きます。幹事団体数は、幹事会において必要に応じて見直すこととします。
3. 幹事団体は、定期的に幹事会に出席し、第9条に定める事項について決定を行います。
4. 幹事団体は、総会において、団体会員から選出します。
5. 幹事団体の任期は本会の活動終了までとします。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げません。

第9条 幹事会

1. 幹事会は、幹事団体をもって構成し、次の各号について審議し、決定します。
 - a. 新規会員の承認
 - b. 本会の代表の選出
 - c. 本会の監事の選任
 - d. 本会の幹事団体の増員が必要な場合に、開催地の市民団体を含めて3団体に限った追加
 - e. 本会の活動計画および予算の承認
 - f. 本会の運営に関し、重要かつ必要な事項
2. 幹事会は、本会の活動期間中、幹事団体が必要と認めたとときに開催します。
3. 幹事会は、幹事団体の過半数の出席をもって成立することとします。
4. 幹事会の議決は、出席した幹事団体の過半数の賛成をもって決定します(委任状または書面表決の提出を含む)。
5. 本規約に定めるものの他、幹事会の運営に必要な事項は、幹事会において定めます。

第10条 代表

1. 本会には、3名以内の代表を置きます。
2. 本会の代表は、幹事会において、幹事団体から選任します。
3. 代表の任期は本会の活動終了までとします。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げません。

第11条 共同事務局

1. 本会の活動の円滑な実施運営のために、幹事会は共同事務局を置くことができます。
2. 共同事務局の運営に必要な事項は、共同事務局会議において定めることとし、共同事務局は適宜、幹事会に報告します。

第12条 国際連携委員会

1. 国際連携事業の円滑な実施運営のため、幹事会は国際連携委員会を置くことができます。
2. 国際連携委員会の活動に必要な事項は、幹事会において定めることとし、国際連携委員会は適宜、幹事会に報告します。
3. 幹事会は、必要に応じて国際連携委員会委員長を置くことができます。

第13条 監事

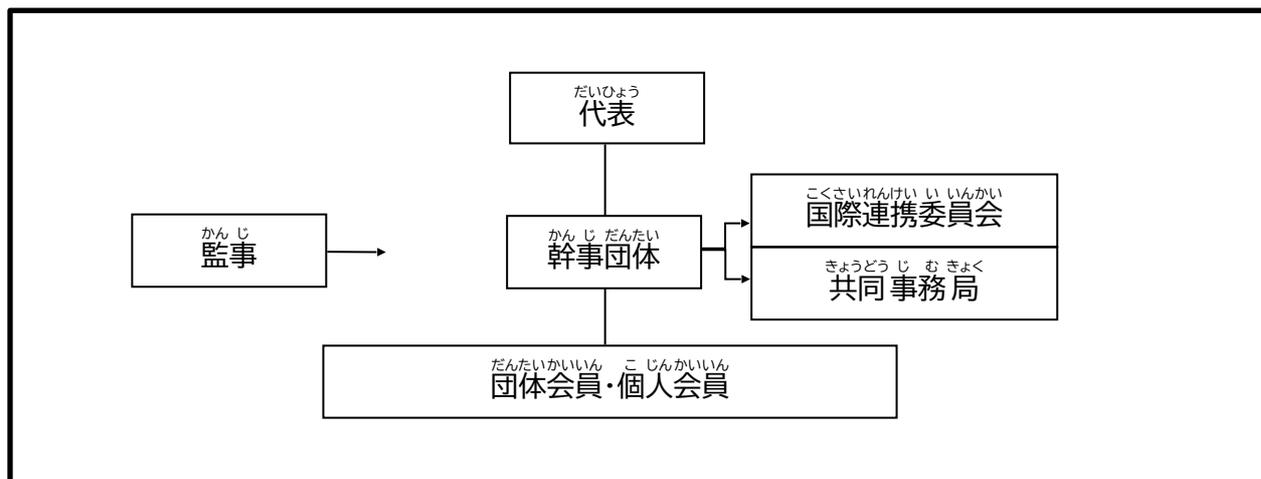
1. 本会の活動および財務状況を監査するため、1名以上の監事を置きます。
2. 監事は、幹事会が選任します。
3. 監事の任期は本会の活動終了までとします。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げません。

第14条 規約の改正

本会の規約は、総会の決議により改正することができます。

附則

1. 本規約は、2022年5月10日から施行します。
2. 本会の呼びかけ団体は、次に掲げる団体とします。
特定非営利活動法人 国際協力 NGOセンター
一般社団法人 SDGs市民社会ネットワーク
3. 本会の組織図は以下の通りです。



以上